

確定申告等相談会のご案内



令和7年分の確定申告などの申告相談会を町および税務署において以下のとおり開催します。
申告は、適正な課税や行政サービスを受けるために必要な手続きです。申告相談に向け早めの準備をお願いします。

また、令和7年分の確定申告はマイナンバーカード読取対応スマートフォンとマイナンバーカードの2点を利用して、ご自宅から申告できるe-Taxを是非ご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力するだけで、自動計算で申告書の作成ができ、計算誤りがありません。作成した申告書は、そのままe-Taxで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。



(確定申告書等作成コーナー)



(国税庁HPチャットボット)

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901
熊本東税務署 ☎096-369-5566 ※自動音声案内

【町が開設する申告相談会場】 ※e-Taxなどを利用しない方

まず、全戸に配布しております「令和8年度(令和7年分) 町県民税・国民健康保険税の申告相談について」にて地区割の日程および必要書類などをご確認ください。

地区割で指定した地区以外の方は、待ち時間が長くなることが見込まれます。お住まいの地区の日程にてご来場ください。

【税務署が開設する申告相談会場】

〈開設場所〉 熊本東税務署1階事務室(熊本市東区東町3丁目2番53号)

〈開設期間〉 2月16日(月)から3月16日(月)まで(土日祝日を除く)
ただし、3月1日に限り日曜日も開設します。

〈受付時間〉 午前9時から午後3時まで

※申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEでのオンライン事前発行も行います。なお、入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。



(国税庁LINE)

【譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ】

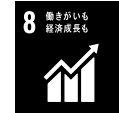
熊本国税局ホームページに、令和7年分の譲渡所得(土地・建物)および贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシート(マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例など)を掲載していますので、是非ご利用ください。

また、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載していますので、併せてご覧ください。

※掲載場所・・・熊本国税局ホームページ ([熊本国税局](#) [検索](#))
の最新情報(譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ)をチェック

問合 税務住民課 ☎72-1128

家畜を1頭(羽)以上飼養する方は定期報告が必要です



家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜を1頭(羽)以上飼養する方は、飼養家畜の頭羽数および家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、毎年、県知事に報告することが義務付けられています。

これまでに提出されたことのある方については、様式を町から郵送しますので、必要事項を記入の上、提出をお願いします。初めての方は役場に様式がありますので来庁ください。

< 届出が必要な家畜 >

- (1) 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタ含む)、いのしし
 - (2) 鶏(烏骨鶏、チャボなど含む)、あひる(あいがも)、うずら、きじ、だちょう(エミュー含む)、ほろほろ鳥、七面鳥
- ※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコなどは定期報告の対象外です。

< 提出先 >

農林振興課および各支所地域振興係

< 提出期限 >

令和8年1月30日(金)まで

問合 熊本県中央家畜保健衛生所 ☎0964-28-6021
農林振興課 ☎72-1136



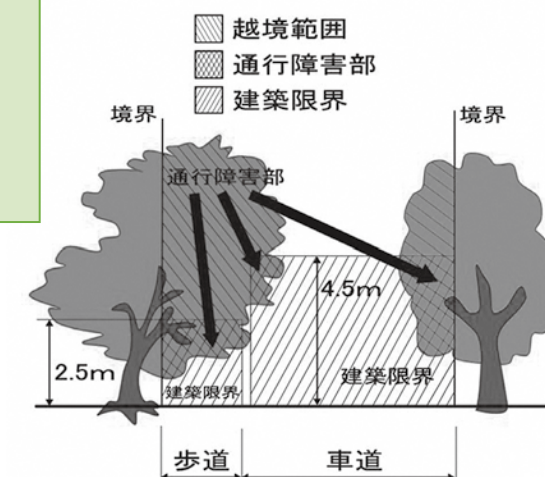
道路上に張り出している樹木伐採のお願い

民有地の樹木の倒木が原因で歩行者や自動車などに損害が発生した場合、被害者から所有者の管理責任を問われることがあります。歩行者および自動車などの通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木・竹林の適切な管理にご協力をお願いします。また、緊急の場合は、道路管理者が道路通行の支障となる竹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

●支障となる例

- 1 道路、歩道へ樹木・竹林などが張り出している。
- 2 枯れ木・竹、折れ木・竹などにより通行障害がある。またはその恐れがある。
- 3 竹林の繁茂による通行障害がある。またはその恐れがある。
- 4 雑草が道路上に伸び通行障害がある。見通しが悪い。

区域として建築限界が定められておりますので、建築限界をはみ出した(図上の通行障害部の)樹木などの伐採にご協力をお願いします。



問合 建設課 ☎72-1145